

## Web11 「複合カフェ協会との暫定合意書」（2003年5月15日）

## 暫定合意書

1. カフェ協会は、日本における漫画文化の発展のために、コミック作家の会が将来に向けて行っている、まんが喫茶におけるコミックの利用に著作権法上の権利を及ぼすための活動を理解する。
2. カフェ協会は、カフェ協会に加盟する店舗（以下「加盟店舗」という）内におけるコミックスの使用によって得られる対価の一部を、漫画文化の発展のために還元することに合意する。
3. コミック作家の会は、カフェ協会の要望に応じた便宜・特典を提供するために必要な業務を雑誌協会加盟出版社に委託する。
4. カフェ協会、コミック作家の会及び雑協（以下「合意当事者」という）は、第2条に定めたコミック使用の対価の全額や還元方法、及び第3条に定めたコミック作家の会がカフェ協会に提供する便宜・特典を検討するための協議を開始する。  
②合意当事者は、平成15年末までに前項の協議を終了し、実務協定（仮）を作成するよう努力する。
5. 合意当事者は、前条の実務協定（仮）に基づいて運用実験を行う。